

令和3年12月15日

小山町長 池谷晴一 様

オンブズマン小山町
代表 牧野恵一

「小山町行政に係る抗議及び要求書」への回答延期に対する抗議

表題の件については、我々は行政手続法の定を考慮して二十日間の内に回答されるよう要請しました。時間が足りない以外の理由があると考えざるを得ません。

我々町民が証拠書類を揃えて小山町役場、小山町役場職員の違法行為或いは犯罪行為の事実を指摘しているのに、正確を期すためにこの上何が必要なのですか。

問題は、小山町役場にはびこった違法行政の連鎖を断つという決断を池谷町長が下すかどうかです。我々の指摘が間違いなら根拠をもって反論してください。この度の町長の返事では、来年の春に回答が出されるかも疑わしく感じます。

先日の指摘事項 1 点目の、土地登記簿謄本の偽造については、小山町役場が言っているように、役場は合同会社ふじのくに小山土地建物を権利者として登記したが、契約もなく、土地代も払っていないのです。役場による偽造は明らかでしょう。

2 点目の、議決が必要になる土地売買について、地方自治法 96 条で定められた手続きなのに契約書では議決を事実上無視した内容になっています。

3 点目では、明らかな特定業者のための利益供与を盛り込んだ契約書になっていませんか。利益供与をしなければ議決の効果はない、というに至っては公務員どころか社会人としての倫理感の欠如だと考えざるを得ません。

4 点目では、小山町役場が特定の業者のために町民の金 3 億 7 千万円をかすめ取ったのではありませんか？

そして 4 点に共通した問題は町議会の存在を無視していることです。議会の議決は小山町としての意思を決めたことになるのに、これに一顧だにしません。

小山町役場は地方自治制度の破壊者でもあります。可及的速やかに返事を下さい。